

## 優和の“相続”かわら版

### 非上場株式の評価方法が見直されます

非上場株式の評価額としては、純資産価額、類似業種比準価額、配当還元価額がありますが、そのなかで、「類似業種比準価額」の計算方法が、平成29年度の税制改正で、見直されました。

「類似業種比準価額」の計算方法は①類似業種の株価、②配当金額、③利益金額、④簿価純資産額の4つの要素からなっておりますが、それらの要素に対して、以下の(1)～(3)のように改正がなされています。

- (1) これまで、計算要素の比重が、 $\text{配当金額} : \text{利益金額} : \text{簿価純資産額} = 1 : 3 : 1$ であったものを、 $\text{配当金額} : \text{利益金額} : \text{簿価純資産額} = 1 : 1 : 1$ として、利益の比重が減りました。
- (2) これまで、類似する上場会社の株価は、前年度のみであったものを、前2年間に追加して、急激な株価変動を平準化できるようにしました。
- (3) これまで、比較する上場企業の数値は単体であったものを、連結決算のものを使用することに変更して、企業のグローバル経営についても反映させるようにしました。

今回の改正で大きな影響が出てくるのは、上記(1)の改正です。

これまでは、類似業種比準方式における利益の要素の比重が高いため、毎期の利益が高水準の企業においては株価が高額になりがちでしたが、改正後は利益の要素の比重が下がるため、利益が高水準の企業は株価が下がることが見込まれます。

一方、現行の評価方法では、利益が高水準の企業においては、利益を圧縮することにより、株式の評価額を下げるのが可能でしたが今回の改正により、今後はそのような対策の効果は薄まることとなります。

この非上場株式の評価方法の改正は平成29年1月1日以後の相続・贈与について適用されます。

今後、自社株の贈与を予定されている方にとっては、新たな自社株対策を検討する必要があります。